

大阪港港湾業務委託共通仕様書

令和6年4月 改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	I-1. 土木設計等業務委託契約書	<p>土木設計等業務委託契約書(R4.11月改訂版)</p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。)</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(事実の公表)</u></p> <p>第12条 発注者は、受注者が<u>保護条例第15条の規定に違反している</u>と認めるときは、<u>保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書</p> <p>2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない<u>ことをそれぞれが表明した</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない<u>と判断した場合はこの限りでない。</u></p>	<p>土木設計等業務委託契約書(R5.4月改訂版)</p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>及び<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)</u></p> <p>第12条 発注者は、受注者が<u>この契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求め</u>ることができる。</p> <p>2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書</p> <p>2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない<u>旨の</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない<u>と判断した場合はこの限りでない。</u></p>	約款改訂
I-2-15	第1章 総則 第1節 総則 I-1-1-36 個人情報の取扱い	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	約款改訂に伴う変更
I-2-27	第3章 提出書類 第1節 提出書類 I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>12ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅱ-1. 測量等業務委託契約書	<p>測量等業務委託契約書 <u>(R4.11月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。)</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(事実の公表)</u></p> <p>第12条 発注者は、受注者が <u>保護条例第15条の規定に違反している</u>と認めるときは、<u>保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書</p> <p>2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>ことをそれぞれが表明した</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない <u>と判断した場合はこの限りでない。</u></p>	<p>測量等業務委託契約書 <u>(R5.4月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>及び <u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)</u></p> <p>第12条 発注者は、受注者が <u>この契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求め</u>ることができる。</p> <p><u>2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書</p> <p>2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>旨の</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない <u>と判断した場合はこの限りでない。</u></p>	約款改訂
Ⅱ-2-15	第1章 総則 第1節 総則 Ⅱ-1-1-39 個人情報の取扱い	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年 <u>5月30日</u>法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	約款改訂に伴う変更
Ⅱ-2-54 ～Ⅱ-2-55	第7章 提出書類 第1節 提出書類 Ⅱ-7-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>13ページ～14ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅲ-1. 業務委託契約書(成果物型)	<p>業務委託契約書(成果物型) <u>(R4.11月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。)</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例(平成27年大阪市条例第89号)</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(事実の公表)</u></p> <p>第12条 発注者は、受注者が <u>保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書</p> <p>2 誓約書の提出について</p> <p>受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>ことをそれぞれが表明した</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。</p>	<p>業務委託契約書(成果物型) <u>(R5.4月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例(令和5年大阪市条例第6号)</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)</u></p> <p>第12条 発注者は、受注者が <u>この契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書</p> <p>2 誓約書の提出について</p> <p>受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>旨の</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。</p>	約款改訂
Ⅲ-2-13	第1章 総則 第1節 総則 Ⅲ-1-1-32 個人情報の取扱い	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年 <u>5月30日</u>法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	約款改訂に伴う変更
Ⅲ-2-18 ~Ⅲ-2-19	第2章 提出書類 第1節 提出書類 Ⅲ-2-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>15ページ~16ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (経常型) 業務委託契約書 (長期継続契約 用)	<p>業務委託契約書(経常型) <u>(R4.11月改訂版)</u> 業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R4.11月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務) 第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。)</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例(平成27年大阪市条例第89号)</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(事実の公表)</u> 第12条 発注者は、<u>受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を催告することができる。</u> <u>2 発注者は、受注者が前項に規定する催告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。</u> <u>3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>ことをそれぞれが表明した</u> 誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。</p>	<p>業務委託契約書(経常型) <u>(R5.4月改訂版)</u> 業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R5.4月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務) 第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>、<u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u>、<u>大阪市特定個人情報保護条例(令和5年大阪市条例第6号)</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)</u> 第12条 発注者は、<u>受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求められることができる。</u> <u>2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>旨の</u> 誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。</p>	約款改訂
IV-2-8	第1章 総則 第1節 総則 IV-1-1-15 成果物の提出	1 受注者は、委託業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を納品書により業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。ただし、成果品は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。	1 受注者は、委託業務が完了したときは、設計図書に示す成果物 <u>がある場合</u> は、納品書により業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。ただし、成果品は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。	業務の性質を考慮し、提出条件の変更
IV-2-14	第1章 総則 第1節 総則 IV-1-1-32 個人情報の取扱い	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u> 等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 <u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u> 等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	約款改訂に伴う変更
IV-2-21 ~IV-2-22	第3章 提出書類 第1節 提出書類 IV-3-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>17ページ~18ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	<p>V-1. 業務委託契約書 (システム開発・改 修用) 業務委託契約書 (システム運用・保 守用) (長期継続契約 用)</p>	<p>業務委託契約書(システム開発・改修用) <u>(R4.11月改訂版)</u> 業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(R4.11月改訂版)</u> 業務委託契約書(システム運用・保守用) (長期継続契約用) <u>(R4.11月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務) 第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号、以下「保護条例」という。)、大阪市特定個人情報保護条例(平成27年大阪市条例第89号)、</u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(事実の公表)</u> 第12条 発注者は、受注者が <u>保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。</u> <u>2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。</u> <u>3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>ことをそれぞれが表明した</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。</p>	<p>業務委託契約書(システム開発・改修用) <u>(R5.4月改訂版)</u> 業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(R5.4月改訂版)</u> 業務委託契約書(システム運用・保守用) (長期継続契約用) <u>(R5.4月改訂版)</u></p> <p>(個人情報等の保護に関する受注者の責務) 第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)、大阪市特定個人情報保護条例(令和5年大阪市条例第6号)、</u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p><u>(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)</u> 第12条 発注者は、受注者が <u>この契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。</u> <u>2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。</u></p> <p>暴力団等の排除に関する特記仕様書 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>旨の</u>誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。</p>	<p>約款改訂</p>
<p>V-2-3</p>	<p>第1章 総則 第3節 委託業務 処理 V-1-3-2 再 委託</p>	<p>2 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等を公表する。</p> <p>3 受注者は、業務の再委託を行うときは、受注者の責任をもって、当該再委託先に対し、情報管理義務及び機密保持義務を負わせるとともに、その他本契約において規定されている必要な事項を遵守させなければならない。</p>	<p>2 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等を公表する。 <u>ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により申し出た場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、業務の再委託 <u>及び再々委託等</u>を行うときは、受注者の責任をもって、当該再委託先に対し、情報管理義務及び機密保持義務を負わせるとともに、その他本契約において規定されている必要な事項を遵守させなければならない。</p>	<p>契約管財局の 通知による変 更</p>

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
V-2-6	第1章 総則 第5節 個人情報等データの保護管理 V-1-5-1 個人情報等の保護に関する受注者の責務	1 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>大阪市個人情報保護条例(平成17年大阪市条例第17号。以下「保護条例」という。)</u> の趣旨を踏まえ、契約書(E)、契約書(F)の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。	1 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u> 、 <u>大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)</u> 、 <u>大阪市特定個人情報保護条例(令和5年大阪市条例第6号)</u> 、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</u> 及び <u>その他の関連する法令等</u> の趣旨を踏まえ、契約書(E)、契約書(F)の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。	約款改訂に伴う変更
V-2-7 ~V-2-8	第2章 提出書類 第1節 提出書類 V-2-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>19ページ~20ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
VII-前-1	1 業務委託着手前の提出書類		(改訂に合わせ、項目、ページ数等の修正)	下記改訂に伴う変更
VII-前-16	様式1-16 再委託承諾申請書	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。 なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではありません。	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。 なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。 (様式の変更) 22ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-17	様式1-17 再委託業者通知書		(様式の変更) 23ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-20	様式1-20 再委託承諾申請書 (情報処理システム開発等用)	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではないこと、再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報(再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。)をホームページ上で公表されることについて <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します※。 なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報(再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。)をホームページ上で公表されることについて <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します※。 なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託等に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。 (様式の変更) 24ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-21	様式1-21 再委託業者通知書(情報処理システム開発等用)	再委託承諾書(令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号)に基づき、次のとおり通知します。 なお、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。	再委託承諾書(令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号)に基づき、次のとおり通知します。 (様式の変更) 25ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-22	様式1-22 再委託等に係る情報セキュリティ報告書	私(当社)が、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇業務委託契約について、業務の一部を次のとおり再委託したいので、再委託予定先の情報セキュリティ対策状況等について報告します。	私(当社)が、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇業務委託契約について、業務の一部を次のとおり再委託したいので、再委託等予定先の情報セキュリティ対策状況等について報告します。 (様式の変更) 26ページ参照	契約管財局の通知による変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
VII-前-23	様式1-23 再委託等に係る 情報セキュリティ 確認書	再委託に係る情報セキュリティ確認書 再委託事業者	再委託等に係る情報セキュリティ確認書 再委託等事業者 <u>(様式の変更)</u> <u>27ページ～28ページ参照</u>	契約管財局の 通知による変 更
VII-前-25	様式1-24 確認書兼理由書 (随意契約等用)	<u>(様式なし)</u>	<u>(様式の追加)</u> <u>29ページ参照</u>	契約管財局の 通知による変 更
VII-前-26	様式1-25 確認書兼理由書	公表に同意できない事項 <input type="checkbox"/> 再委託内容 <input type="checkbox"/> 再委託相手先 <input type="checkbox"/> 再委託金額 一部又は全部について同意できない事項がある場合の理由	公表に同意できない事項 <u>再委託金額</u> <u>同意できない事項がある場合の理由</u> <u>(様式の変更)</u> <u>30ページ参照</u>	契約管財局の 通知による変 更
VII-前-27	様式1-26 再委託内容変更 通知書	<u>(様式なし)</u>	<u>(様式の追加)</u> <u>31ページ参照</u>	契約管財局の 通知による変 更
VII-前-28	様式1-27 履行体制(変更) 届	次の契約の再委託に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。 なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱 に基づく停止期間中ではありません。	次の契約の再委託等に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。 なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基 づく停止期間中の者、 <u>又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札</u> <u>等除外措置を受けている者ではありません。</u> <u>(様式の変更)</u> <u>32ページ～33ページ参照</u>	契約管財局の 通知による変 更
—	様式1-29 誓約書(大阪市暴 力団排除条例)		<u>(様式の変更)</u> <u>34ページ～40ページ参照</u>	契約管財局の 通知による変 更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
VII-完-目(1)	1 業務委託完了時の提出書類		<u>(改訂に合わせ、項目、ページ数等の修正)</u>	下記改訂に伴う変更
VII-完-11	様式3-11 請求書	「住所、名称」 「金額」 「内容」 「債権者番号、指定口座」 「指定する金融口座、支店名称、預金種別、口座番号、口座名義」 「本市記入欄」	「 <u>適格請求書発行事業者</u> 」 「 <u>登録の有無、登録番号</u> 」 「住所、名称」 「 <u>取引年月日</u> 」 「内容」 「 <u>金額(税込)、消費税額、税率</u> 」 「債権者番号、指定口座」 「指定する金融口座、支店名称、預金種別、口座番号、口座名義」 「本市記入欄」 <u>(様式の変更)</u> <u>41ページ参照</u>	令和5年10月1日からのインボイス制度開始に伴い請求書の様式を変更
VII-参-目(1)	(参考:監督職員からの通知書類)		<u>(改訂に合わせ、項目、ページ数等の修正)</u> <u>(様式の変更)</u> <u>21ページ参照</u>	下記改訂に伴う変更
VII-参-13	様式4-13 再委託承諾書		<u>(様式の変更)</u> <u>42ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更
VII-参-14	様式4-14 再委託承諾書(情報処理システム開発等用)	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。 <u>なお、再委託の際は、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u> 再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行うとともに、再委託に係る情報セキュリティ確認書を再委託先と取り交わし、その写しを本市に提出してください。また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します。 ただし、再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により確認した場合は公表しません※。	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行うとともに、再委託に係る情報セキュリティ確認書を再委託先と取り交わし、その写しを本市に提出してください。また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します。ただし、再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により確認した場合は公表しません※。 <u>なお、再委託先から別の第三者(以下「再々委託等先」という。)に委託する場合、同様に再々委託等先からも情報セキュリティ確認書を取り交わし、その写しを本市に提出してください。</u> <u>(様式の変更)</u> <u>43ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更
VII-参-15	様式4-15 再委託等承諾チェックリスト	<u>(様式なし)</u>	<u>(様式の追加)</u> <u>44ページ参照</u>	契約管財局の通知による変更

現 行

改 訂

第3章 提出書類

第3章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（A）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	管理技術者通知書	1	1-5	契約書（A）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-5	○
4	管理技術者変更通知書	1	1-6	管理技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-6	△
5	照査技術者通知書	1	1-9	仕様書に定めがある場合に提出する。 契約書（A）第19条の2による	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-9	△
6	照査技術者変更通知書	1	1-10	照査技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-10	△
7	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
8	職務分担表	1	1-12	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-12	△
9	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
10	配置技術者手持業務報告書	1	1-14	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-14	△
11	労災保険加入証明書	1	1-15	I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（A）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	管理技術者通知書	1	1-5	契約書（A）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-5	○
4	管理技術者変更通知書	1	1-6	管理技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-6	△
5	照査技術者通知書	1	1-9	仕様書に定めがある場合に提出する。 契約書（A）第19条の2による	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-9	△
6	照査技術者変更通知書	1	1-10	照査技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-10	△
7	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
8	職務分担表	1	1-12	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-12	△
9	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
10	配置技術者手持業務報告書	1	1-14	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-14	△
11	労災保険加入証明書	1	1-15	I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△

現 行								改 訂									
12	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△	12	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
13	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△	13	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△
14	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-26	△	<u>14</u>	<u>再委託内容変更通知書</u>	<u>1</u>	<u>1-26</u>	<u>承諾した内容に変更があった場合に提出する。</u>	<u>〃</u>	<u>変更に伴う履行開始前</u>	<u>Ⅶ-前-27</u>	<u>△</u>
15	理由書兼誓約書	1	1-26	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-28	△	<u>15</u>	履行体制（ <u>変更</u> ）届	1	<u>1-27</u>	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	<u>Ⅶ-前-28</u>	△
16	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	<u>16</u>	理由書兼誓約書	1	<u>1-28</u>	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	<u>Ⅶ-前-30</u>	△
	テクリス登録内容確認書									1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	
17	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（A）第39条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ-前-18	△	<u>17</u>	テクリス登録内容確認書	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
18	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管 （下請負人等） 契約管財局 （受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	<u>18</u>	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（A）第39条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ-前-18	△
									<u>19</u>	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	<u>1-29</u>	受注者及び再委託業者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管 （再委託業者） 契約管財局 （受注者）	契約締結時、再委託業者	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— I-1-1-10第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— I-1-1-10第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第7章 提出書類

第7章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

II-7-1-1 業務委託着手前の提出書類

II-7-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	VII-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（B）第4条による。	〃	〃	VII-前-2	○
3	主任技術者通知書	1	1-3	契約書（B）第19条による。	〃	〃	VII-前-3	○
4	主任技術者変更通知書	1	1-4	主任技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	VII-前-4	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	II-1-1-13による。	〃	〃	VII-前-15	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託するとき	VII-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	VII-前-17	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	VII-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（B）第4条による。	〃	〃	VII-前-2	○
3	主任技術者通知書	1	1-3	契約書（B）第19条による。	〃	〃	VII-前-3	○
4	主任技術者変更通知書	1	1-4	主任技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	VII-前-4	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	II-1-1-13による。	〃	〃	VII-前-15	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託するとき	VII-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	VII-前-17	△

現 行								改 訂									
10	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-26	△	10	再委託内容変更通知書	1	1-26	承諾した内容に変更があった場合に提出する。	〃	変更に伴う履行開始前	Ⅶ-前-27	△
11	理由書兼誓約書	1	1-26	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-28	△	11	履行体制(変更)届	1	1-27	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-28	△
12	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者(ただし、業務種別100~600に該当しない受注者は除く。)は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	12	理由書兼誓約書	1	1-28	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-30	△
	テクリス登録内容確認書			ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅱ-1-1-13による。						再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。							
13	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書(B)第39条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ-前-18	△	13	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者(ただし、業務種別100~600に該当しない受注者は除く。)は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
14	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管(下請負人等) 契約管財局(受注者)	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	テクリス登録内容確認書	ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅱ-1-1-13による。							
				14					業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書(B)第39条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ-前-18	△	
15	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-29	受注者及び再委託業者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管(再委託業者) 契約管財局(受注者)	契約締結時、再委託業者	—	△	15	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-29	受注者及び再委託業者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管(再委託業者) 契約管財局(受注者)	契約締結時、再委託業者	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(B): 測量等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— Ⅱ-1-1-13第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(B): 測量等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— Ⅱ-1-1-13第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第2章 提出書類

第2章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

Ⅲ-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

Ⅲ-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（C）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（C）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
8	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（C）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（C）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
8	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

現 行							改 訂										
9	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-26	△	9	再委託内容変更通知書	1	1-26	承諾した内容に変更があった場合に提出する。	〃	変更に伴う履行開始前	Ⅶ-前-27	△
10	理由書兼誓約書	1	1-26	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-28	△	10	履行体制(変更)届	1	1-27	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-28	△
11	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者(ただし、業務種別100~600に該当しない受注者は除く。)は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅲ-1-1-8による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	11	理由書兼誓約書	1	1-28	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-30	△
	テクリス登録内容確認書																
12	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管(下請負人等) 契約管財局(受注者)	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	12	誓約書(大阪市暴力団排除条例)	1	1-29	受注者及び再委託業者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管(再委託業者) 契約管財局(受注者)	契約締結時、再委託業者	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(C): 業務委託契約書(成果物型)
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— Ⅲ-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(C): 業務委託契約書(成果物型)
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— Ⅲ-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第3章 提出書類

第3章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

IV-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

IV-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内 第2章 管理等業務による場合は、業務着手前まで	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（D）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（D）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	屋外で作業を行う場合に提出する。 IV-1-1-8による。	〃	〃	Ⅶ-前-15	当初：△ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（D）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（D）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内 第2章 管理等業務による場合は、業務着手前まで	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（D）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（D）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	屋外で作業を行う場合に提出する。 IV-1-1-8による。	〃	〃	Ⅶ-前-15	当初：△ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（D）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（D）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

現 行								改 訂									
10	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-26	△	<u>10</u>	<u>再委託内容変更通知書</u>	1	<u>1-26</u>	<u>承諾した内容に変更があった場合に提出する。</u>	〃	<u>変更に伴う履行開始前</u>	<u>Ⅶ-前-27</u>	△
11	理由書兼誓約書	1	1-26	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-28	△	<u>11</u>	履行体制 <u>(変更)</u> 届	1	<u>1-27</u>	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	<u>Ⅶ-前-28</u>	△
12	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者(ただし、業務種別100~600に該当しない受注者は除く。)は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	<u>12</u>	理由書兼誓約書	1	<u>1-28</u>	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	<u>Ⅶ-前-30</u>	△
	ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅳ-1-1-8による。			再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。													
13	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管 (下請負人等) 契約管財局 (受注者)	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	<u>13</u>	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者(ただし、業務種別100~600に該当しない受注者は除く。)は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅳ-1-1-8による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
									<u>14</u>	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	<u>1-29</u>	受注者及び <u>再委託業者</u> は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない <u>旨の</u> 誓約書を提出すること。	監督所管 (<u>再委託業者</u>) 契約管財局 (受注者)	契約締結時、 <u>再委託業者</u>	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(D): 業務委託契約書(経常型)又は業務委託契約書(長期継続契約用)
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— Ⅳ-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(D): 業務委託契約書(経常型)又は業務委託契約書(長期継続契約用)
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— Ⅳ-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第2章 提出書類

第2章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

V-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

V-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（E）第4条、契約書（F）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（E）第19条、契約書（F）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（E）第16条、契約書（F）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
8	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（E）第16条、契約書（F）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△
9	業務従事者通知書	1	1-19	契約書（E）第19条の3、契約書（F）第19条の3による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-19	当初：○ 変更時：△
10	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）	1	1-20	再委託を行う場合に提出する。（総合評価落札方式による情報処理システム開発用） 契約書（E）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-20	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（E）第4条、契約書（F）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（E）第19条、契約書（F）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（E）第16条、契約書（F）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
8	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（E）第16条、契約書（F）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△
9	業務従事者通知書	1	1-19	契約書（E）第19条の3、契約書（F）第19条の3による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-19	当初：○ 変更時：△
10	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）	1	1-20	再委託を行う場合に提出する。（総合評価落札方式による情報処理システム開発用又は随意契約） 契約書（E）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-20	△

現 行								改 訂									
11	再委託業者通知書 （情報処理システム開発等用）	1	1-21	再委託業者と契約締結後、提出する。 （総合評価落札方式による情報処理システム開発等用） 契約書（E）第16条による。	〃	再委託業者 契約締結後 10日以内	Ⅶ-前-21	△	11	再委託業者通知書 （情報処理システム開発等用）	1	1-21	再委託業者と契約締結後、提出する。 （総合評価落札方式による情報処理システム開発等用） <u>又は随意契約</u> ） 契約書（E）第16条による。	〃	再委託業者 契約締結後 10日以内	Ⅶ-前-21	△
12	再委託に係る情報セキュリティ報告書	1	1-22	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-22	△	12	再委託に係る情報セキュリティ報告書	1	1-22	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-22	△
13	再委託に係る情報セキュリティ確認書	1	1-23	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-23	△	13	再委託に係る情報セキュリティ確認書	1	1-23	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-23	△
14	確認書兼理由書	1	1-24	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）において、再委託にかかる情報の公開について同意しない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-25	△	14	<u>確認書兼理由書（随意契約等用）</u>	1	1-24	<u>再委託承諾申請書（総合評価落札方式による情報処理システム開発等用又は随意契約）において、再委託にかかる情報の公開について同意しない場合に提出する。</u>	〃	<u>再委託するとき</u>	<u>Ⅶ-前-25</u>	<u>△</u>
15	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-26	△	15	確認書兼理由書	1	1-25	<u>再委託承諾申請書において、再委託にかかる情報の公開について同意しない場合に提出する。</u>	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-26	△
16	理由書兼誓約書	1	1-26	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-28	△	16	<u>再委託内容変更通知書</u>	1	1-26	<u>承諾した内容に変更があった場合に提出する。</u>	〃	<u>変更に伴う履行開始前</u>	<u>Ⅶ-前-27</u>	<u>△</u>
17	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管 （下請負人等） 契約管財局 （受注者）	契約締結後、 下請契約締結後速やかに	—	△	17	履行体制 <u>（変更）</u> 届	1	1-27	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-28	△
									18	理由書兼誓約書	1	1-28	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-30	△
									19	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-29	受注者及び再委託業者は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管 （再委託業者） 契約管財局 （受注者）	契約締結時、 再委託業者	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（E）：業務委託契約書（システム開発・改修用）
契約書（F）：業務委託契約書（システム運用・保守用）又は
業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）

様式欄の「一、指定①」とは下記のことである
— Ⅲ-1-1-8第2項、Ⅳ-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（E）：業務委託契約書（システム開発・改修用）
契約書（F）：業務委託契約書（システム運用・保守用）又は
業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）

様式欄の「一、指定①」とは下記のことである
— Ⅲ-1-1-8第2項、Ⅳ-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

(参考：監督職員からの通知書類)

番号	書 類 名	通知 部数	様式	内 容	通知先	通知期限	参照頁
1	監督職員について（通知）	1	4-1	契約書（A）第18条による。	受注者	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-1
2	監督職員の変更について（通知）	1	4-2	契約書（A）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-2
3	監督職員について（通知）	1	4-3	契約書（B）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-3
4	監督職員の変更について（通知）	1	4-4	契約書（B）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-4
5	監督職員について（通知）	1	4-5	契約書（C）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-5
6	監督職員の変更について（通知）	1	4-6	契約書（C）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-6
7	監督職員について（通知）	1	4-7	契約書（D）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-7
8	監督職員の変更について（通知）	1	4-8	契約書（D）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-8
9	監督職員について（通知）	1	4-9	契約書（E）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-9
10	監督職員の変更について（通知）	1	4-10	契約書（E）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-10
11	監督職員について（通知）	1	4-11	契約書（F）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-11
12	監督職員の変更について（通知）	1	4-12	契約書（F）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-12
13	再委託承諾書	1	4-13	再委託承諾申請書をうけ、承諾する場合	〃	再委託承諾申請書の提出後速やかに	Ⅶ-参-13
14	再委託承諾書（情報処理システム開発等用）	1	4-14	再委託承諾申請書をうけ、承諾する場合	〃	再委託承諾申請書の提出後速やかに	Ⅶ-参-14
15	設計変更実施指示書	1	4-15		〃	速やかに	Ⅶ-参-15

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書

契約書（B）：測量等業務委託契約書

契約書（C）：業務委託契約書（成果物型）

契約書（D）：業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）

契約書（E）：業務委託契約書（システム開発・改修用）

契約書（F）：業務委託契約書（システム運用・保守用）又は

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）

改 訂

(参考：監督職員からの通知書類)

番号	書 類 名	通知 部数	様式	内 容	通知先	通知期限	参照頁
1	監督職員について（通知）	1	4-1	契約書（A）第18条による。	受注者	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-1
2	監督職員の変更について（通知）	1	4-2	契約書（A）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-2
3	監督職員について（通知）	1	4-3	契約書（B）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-3
4	監督職員の変更について（通知）	1	4-4	契約書（B）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-4
5	監督職員について（通知）	1	4-5	契約書（C）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-5
6	監督職員の変更について（通知）	1	4-6	契約書（C）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-6
7	監督職員について（通知）	1	4-7	契約書（D）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-7
8	監督職員の変更について（通知）	1	4-8	契約書（D）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-8
9	監督職員について（通知）	1	4-9	契約書（E）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-9
10	監督職員の変更について（通知）	1	4-10	契約書（E）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-10
11	監督職員について（通知）	1	4-11	契約書（F）第18条による。	〃	監督職員を定めたとき	Ⅶ-参-11
12	監督職員の変更について（通知）	1	4-12	契約書（F）第18条による。	〃	監督職員を変更したとき	Ⅶ-参-12
13	再委託承諾書	1	4-13	再委託承諾申請書をうけ、承諾する場合	〃	再委託承諾申請書の提出後速やかに	Ⅶ-参-13
14	再委託承諾書（情報処理システム開発等用）	1	4-14	再委託承諾申請書をうけ、承諾する場合	〃	再委託承諾申請書の提出後速やかに	Ⅶ-参-14
<u>15</u>	<u>再委託等承諾チェックリスト</u>	<u>1</u>	<u>4-15</u>	<u>再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合</u>	<u>〃</u>	<u>再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき</u>	<u>Ⅶ-参-15</u>
<u>16</u>	設計変更実施指示書	1	<u>4-16</u>		〃	速やかに	<u>Ⅶ-参-16</u>

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書

契約書（B）：測量等業務委託契約書

契約書（C）：業務委託契約書（成果物型）

契約書（D）：業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）

契約書（E）：業務委託契約書（システム開発・改修用）

契約書（F）：業務委託契約書（システム運用・保守用）又は

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）

再 委 託 承 諾 申 請 書

再 委 託 承 諾 申 請 書

令 和 年 月 日

令 和 年 月 日

大 阪 市 長 様

大 阪 市 長 様

受 注 者

主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

受 注 者

主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

業 務 委 託 契 約 書 第 〇 〇 条 に 基 づ き、 次 の 内 容 に つ い て 再 委 託 し た い た め、 申 請 し ま す。

業 務 委 託 契 約 書 第 〇 〇 条 に 基 づ き、 次 の 内 容 に つ い て 再 委 託 し た い た め、 申 請 し ま す。

ま た、 元 請 の 契 約 金 額 が 1000 万 円 を 超 え る も の に つ い て は、 再 委 託 に 関 し て 貴 市 が 得 た 情 報 を ホ ー ム ペ ー ジ 上 で 公 表 さ れ る こ と に つ い て 同 意 し ま す*。

ま た、 元 請 の 契 約 金 額 が 1000 万 円 を 超 え る も の に つ い て は、 再 委 託 に 関 し て 貴 市 が 得 た 情 報 を ホ ー ム ペ ー ジ 上 で 公 表 さ れ る こ と に つ い て 同 意 し ま す*。

な お、 再 委 託 予 定 の 相 手 方 は、 大 阪 市 競 争 入 札 参 加 資 格 停 止 措 置 要 綱 に 基 づ く 停 止 期 間 中 で は あ り ま せ ン。

な お、 再 委 託 予 定 の 相 手 方 は、 大 阪 市 競 争 入 札 参 加 停 止 措 置 要 綱 に 基 づ く 停 止 期 間 中 の 者、 又 は 大 阪 市 契 約 関 係 暴 力 団 排 除 措 置 要 綱 に 基 づ く 入 札 等 除 外 措 置 を 受 け て い る 者 で は あ り ま せ ン。

記

記

委 託 名 称	
履 行 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日
契 約 金 額	円 (税 込)

再委託先 1
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

委 託 名 称			
履 行 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日		
契 約 金 額	円		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 (予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

※「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

※「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

※再委託先番号については、同一業務委託案件の過去申請分と重複しないようにすること。

再 委 託 業 者 通 知 書

令 和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日		
契 約 金 額	円		
再 委 託 内 容	再委託相手方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	

※建設業許可を有する業者に再委託させる場合は、備考欄に建設業許可番号を記入すること。
※契約書の写しを添付すること。

再 委 託 業 者 通 知 書

令 和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日		
契 約 金 額	円		

再委託先 1
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

様式 1-20
 情報処理システム開発等用

様式 1-20
 情報処理システム開発等用

再委託承諾申請書

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
 の所在地
 商号又は名称
 代表者(又は受任者)
 の氏名

受注者 主たる営業所(又は支店等)
 の所在地
 商号又は名称
 代表者(又は受任者)
 の氏名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
 なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではないこと、再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。
 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報（再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。）をホームページ上で公表されることについて
 同意します。
 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します*。
 なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
 なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではないこと、再委託の際は再委託相手方の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。
 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報（再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。）をホームページ上で公表されることについて
 同意します。
 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します*。
 なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託等に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。

記

記

委託名称	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円

再委託先 1

1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

再委託先 2

1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

※公表に同意するか否か□にレを記入してください。
 ※「同意できませんので・・・免除を申請します。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください。
 ※再委託先番号については、同一業務委託案件の過去申請分と重複しないようにすること。

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
契約金額	円		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額(予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

※公表に同意するか否か□にレを記入してください。
 ※「同意できませんので・・・免除を申請します。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください

現 行

改 訂

様式1-21
情報処理システム開発等用

様式1-21
情報処理システム開発等用

再委託業者通知書

再委託業者通知書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。
なお、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

記

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
契約金額	円		
再委託内容	再委託相手方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	

委託名称	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円

再委託先 1	
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5.再委託をする理由	
再委託先 2	
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5.再委託をする理由	

※契約書の写しを添付すること。

再委託に係る情報セキュリティ報告書

再委託等に係る情報セキュリティ報告書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

私(当社)が、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇業務委託契約について、業務の一部を次のとおり再委託したいので、再委託予定先の情報セキュリティ対策状況等について報告します。

私(当社)が、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇業務委託契約について、業務の一部を次のとおり再委託したいので、再委託等予定先の情報セキュリティ対策状況等について報告します。

なお、下記の報告事項の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出します。

なお、下記の報告事項の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出します。

記

記

- 1 再委託業務の作業場所
- 2 従事者(委託等先における情報セキュリティ対策の実施責任者の指定を含む)
※再委託先の従事者について、氏名、所属法人名、役割(実施責任者や従事者等)を記載
(名簿等の添付も可)
- 3 情報の管理方法等
 - (1) 取り扱う情報の種類
 - (2) 個人情報の有無
有 ・ 無
 - (3) 情報の管理方法、管理台帳の種類

- 1 再委託等業務の作業場所
- 2 従事者(委託等先における情報セキュリティ対策の実施責任者の指定を含む)
※再委託等先の従事者について、氏名、所属法人名、役割(実施責任者や従事者等)を記載
(名簿等の添付も可)
- 3 情報の管理方法等
 - (1) 取り扱う情報の種類
 - (2) 個人情報の有無
有 ・ 無
 - (3) 情報の管理方法、管理台帳の種類

(再委託の内容について変更がある場合)

- 1 変更前の内容
- 2 変更後の内容

(再委託等の内容について変更がある場合)

- 1 変更前の内容
- 2 変更後の内容

現 行	改 訂
<p style="text-align: right;">様式 1 - 2 3</p> <p>(再委託承諾を受けた後に写しを大阪市へ提出すること)</p> <p style="text-align: center;">再委託に係る情報セキュリティ確認書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(大阪市からの受注者) ○○○○ 様</p> <p style="text-align: center;">(再委託事業者) 主たる営業所(又は支店等) の 所 在 地 商 号 又 は 名 称 代表者(又は受任者) の 氏 名</p> <p>私は大阪市と○○○が令和○○年○月○日に締結した○○業務委託契約における業務の一部を履行するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。</p> <p>(個人情報等の保護に関する責務)</p> <p>第 1 条 委託業務の履行にあたって個人情報及び本件業務に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）、大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じます。 2 自己の従事者その他関係人について前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じます。</p> <p>第 2 条 委託業務の履行にあたって第 1 条に定めるもののほか、情報セキュリティ対策に関する体制を整備し、情報セキュリティ対策の実施責任者を予め定め書面をもって通知します。</p> <p>第 3 条 業務履行のために提供を受けた原始資料、貸与品等及び自己で所有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体（以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け管理状況を記録するなど適切に管理します。 2 前項の記録媒体等は、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納することにより適正に管理します。 3 第 1 項の記録媒体等について、廃棄、消去、又は返却を完了した場合には、その旨を文書により発注者に報告する等の適切な対応をします。</p> <p>第 4 条 秘密と指定された事項及び本件業務の履行に関して知り得た大阪市の秘密事項は第三者に開示又は漏えいすることの無いよう扱います。</p> <p>第 5 条 本件業務を処理するための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供しないよう扱います。</p>	<p style="text-align: right;">様式 1 - 2 3</p> <p>(再委託承諾を受けた後に写しを大阪市へ提出すること)</p> <p style="text-align: center;">再委託等に係る情報セキュリティ確認書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(大阪市からの受注者) ○○○○ 様</p> <p style="text-align: center;">(再委託等事業者) 主たる営業所(又は支店等) の 所 在 地 商 号 又 は 名 称 代表者(又は受任者) の 氏 名</p> <p>私は大阪市と○○○が令和○○年○月○日に締結した○○業務委託契約における業務の一部を履行するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。</p> <p>(個人情報等の保護に関する責務)</p> <p>第 1 条 委託業務の履行にあたって個人情報及び本件業務に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じます。 2 自己の従事者その他関係人について前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じます。</p> <p>第 2 条 委託業務の履行にあたって第 1 条に定めるもののほか、情報セキュリティ対策に関する体制を整備し、情報セキュリティ対策の実施責任者を予め定め書面をもって通知します。</p> <p>第 3 条 業務履行のために提供を受けた原始資料、貸与品等及び自己で所有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体（以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け管理状況を記録するなど適切に管理します。 2 前項の記録媒体等は、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納することにより適正に管理します。 3 第 1 項の記録媒体等について、廃棄、消去、又は返却を完了した場合には、その旨を文書により発注者に報告する等の適切な対応をします。</p> <p>第 4 条 秘密と指定された事項及び本件業務の履行に関して知り得た大阪市の秘密事項は第三者に開示又は漏えいすることの無いよう扱います。</p> <p>第 5 条 本件業務を処理するための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供しないよう扱います。</p>

現 行	改 訂
<p>第6条 許可無く記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出し及び複写・複製は行わないよう扱います。</p> <p>(秘密保持に関する責務)</p> <p>第7条 個人情報保護及びデータ保護の重要性に鑑み、秘密保持等に遺漏のないよう就業規則、業務規定、その他の規定を整備します。</p> <p>第8条 従業者に対し、秘密を保持することの職責に重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい等の防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、教育し研修を実施します。</p> <p>第9条 作業場所への立ち入りはあらかじめ届出している名簿の従事者に限定します。やむを得ず代替りの者が立ち入る場合は事前に発注者に申請し許可を得ます。</p> <p>第10条 作業場所への入退室者については絶えず注意を払い、定められた入室手続きに違反している者がいないかの監視を行います。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第11条 情報漏えい事故が発生した場合や情報の管理状況に疑義が生じた場合等で、大阪市から事前に通知を受けた場合には、立入検査の実施について誠実に協力します。</p> <p>(データ保護管理等に関する報告)</p> <p>第12条 大阪市が必要とする場合は、データ保護管理の取扱状況、従業員教育に係る状況を報告します。</p>	<p>第6条 許可無く記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出し及び複写・複製は行わないよう扱います。</p> <p>(秘密保持に関する責務)</p> <p>第7条 個人情報保護及びデータ保護の重要性に鑑み、秘密保持等に遺漏のないよう就業規則、業務規定、その他の規定を整備します。</p> <p>第8条 従業者に対し、秘密を保持することの職責に重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい等の防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、教育し研修を実施します。</p> <p>第9条 作業場所への立ち入りはあらかじめ届出している名簿の従事者に限定します。やむを得ず代替りの者が立ち入る場合は事前に発注者に申請し許可を得ます。</p> <p>第10条 作業場所への入退室者については絶えず注意を払い、定められた入室手続きに違反している者がいないかの監視を行います。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第11条 情報漏えい事故が発生した場合や情報の管理状況に疑義が生じた場合等で、大阪市から事前に通知を受けた場合には、立入検査の実施について誠実に協力します。</p> <p>(データ保護管理等に関する報告)</p> <p>第12条 大阪市が必要とする場合は、データ保護管理の取扱状況、従業員教育に係る状況を報告します。</p>

現 行

改 訂

様式 1-24
随意契約等用

確認書兼理由書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

次の契約における再委託に関して、貴市が得た各情報のホームページ上での公表に同意できない事項及び理由について、以下のとおりですので公表を免除願います。

記

1 委託名称 _____

2 公表に同意できない事項

再委託内容 再委託相手先 再委託金額

3 一部又は全部について同意できない事項がある場合の理由

(確認事項)

- (1) 公表に同意できない事項について、(2) の□にレを記入してください。
- (2) 同意されなかった事項については、その旨を表示します。
- (3) 本書における同意の有無にかかわらず、本市が得た情報については、大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

確 認 書 兼 理 由 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

次の契約における再委託に関して、貴市が得た各情報のホームページ上での公表に同意できない事項及び理由について、以下のとおりですので公表を免除願います。

記

1 委託名称 _____

2 公表に同意できない事項

再委託内容 再委託相手先 再委託金額

3 一部又は全部について同意できない事項がある場合の理由

(確認事項)

- (1) 公表に同意できない事項について、上記2の□にレを記入してください。
- (2) 同意されなかった事項については、その旨を表示します。
- (3) 本書における同意の有無にかかわらず、本市が得た情報については、大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

確 認 書 兼 理 由 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

次の契約における再委託に関して、貴市が得た各情報のホームページ上での公表に同意できない事項及び理由について、以下のとおりですので公表を免除願います。

記

1 委託名称 _____

2 公表に同意できない事項

再委託金額

3 同意できない事項がある場合の理由

(確認事項)

本書における同意の有無にかかわらず、本市が得た情報については、大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

再委託内容変更通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
 の所在地
 商号又は名称
 代表者(又は受任者)
 の氏名

令和〇年〇月〇付けで通知した「再委託業者通知書」の内容に変更がありましたので、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称	
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円

再委託先〇
1.変更部分の変更前の内容
2.変更部分の変更後の内容
3.変更理由

現 行

様式 1 - 2 5

令和 年 月 日

大阪市長 様

主たる営業所（又は支店等）
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者（又は受任者）
の 氏 名

履行体制届

次の契約の再委託に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。

なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではありません。

記

1 契約名称等

契約名称	
履行期間	

2 履行体制図（次頁を参考に記載すること。）

※再委託承諾が不要な「軽微な部分」として設計図書に定める部分のみを履行する者については記入不要。

3 履行体制に含まれる事業者

商号又は名称	代表者 (役職・氏名)	所在地	業務の範囲 (具体的かつ詳細に記載)

※受注者については記載不要。欄が不足する場合は追記すること。

改 訂

様式 1 - 2 7

令和 年 月 日

大阪市長 様

主たる営業所（又は支店等）
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者（又は受任者）
の 氏 名

履行体制（変更）届

次の契約の再委託等に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。

なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

1 委託名称等

委託名称	
履行期間	

2 履行体制図（次頁を参考に記載すること。）

※再委託承諾が不要な「軽微な部分」として設計図書に定める部分のみを履行する者については記入不要。

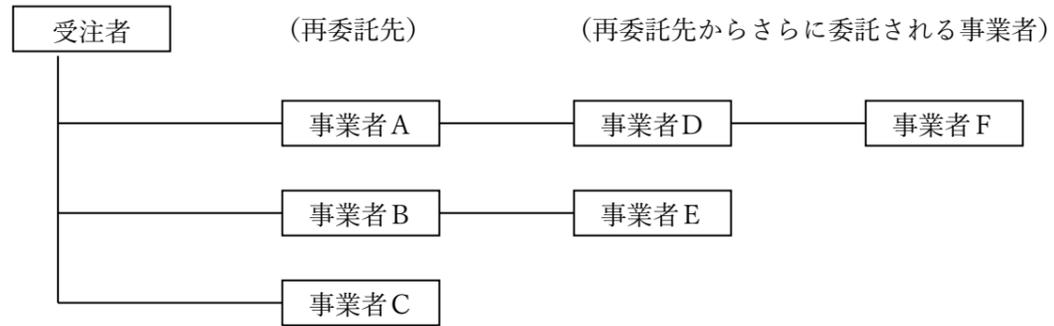
3 履行体制に含まれる事業者

商号又は名称	代表者 (又は受任者) (役職・氏名)	所在地	業務の範囲 (具体的かつ詳細に記載)

※受注者については記載不要。欄が不足する場合は追記すること。

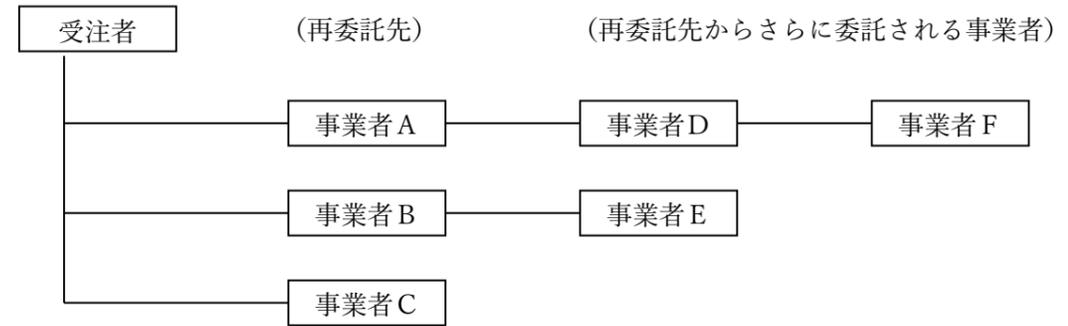
参考

2 履行体制図【記載例】



参考

2 履行体制図【記載例】



現 行

様式 1-27 (元請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生年月日
受任者名

使用印
年 月 日生

誓 約 書

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

本市に届けている使用印を
押印してください。

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

改 訂

【元請負人（契約相手方）用】

様式1-29

年 月 日

大阪市契約担当者 様

所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名
生年月日
受任者名

誓 約 書

本市に届けている使用印
を押印してください。

代表者の生年月日を
記入してください。

支店登録の場合は支
店の所在地を記入し
てください。

支店登録の場合は支
店名称を記入してく
ださい。

受任者がいる場合は、
受任者名を記入して
ください。

案件名称を必ず記入してくだ
さい。物品名称・事業名称と表記を
合わせてください。

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次に掲げる公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の名簿その他の必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。

6 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。

7 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

現 行	改 訂
<p style="text-align: right;">(参 考)</p> <p>○大阪市暴力団排除条例（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）</p> <p>第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 <p>2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。</p> </div> <p>○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（暴力団密接関係者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 </div>	<p style="text-align: right;">(参 考)</p> <p>○大阪市暴力団排除条例（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）</p> <p>第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 <p>2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。</p> </div> <p>○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（暴力団密接関係者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 </div>

現 行	改 訂
<p style="text-align: right;">様式 1-27 (下請用)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大阪市契約担当者 様</p> <p style="text-align: center;">住所又は事務所所在地 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 氏名又は代表者名</p> <p style="text-align: right;">印 (契約書に押印する印鑑と同一印)</p>	<p style="text-align: right;">様式 1-29 年 月 日</p> <p>【下請負人等用】</p> <p>大阪市契約担当者 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 代表者の氏名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。</p> <p>1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <p>工事又は業務の名称： _____</p> <p>契約の相手方： _____</p> <p>2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。</p> <p>3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。</p> <p>4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。</p> <p>5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。</p> <p>6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。</p>	<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。</p> <p>案件名称： _____</p> <p>元請負人（大阪市の契約の相手方）： _____</p> <p>直接の契約の相手方： _____</p> <p>1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <p>2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。</p> <p>3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。</p> <p>4 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。</p> <p>5 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。</p> <p>6 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、元請負人を通じて大阪市に提出します。</p> <p>7 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。</p>

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

現 行	改 訂
<p style="text-align: right;">様式 1-27 (売払い等 用)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大阪市契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">住所又は事務所所在地 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 氏名又は代表者名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">実 印 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、() から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。</p> <p>1 私は、次の () に際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <p>(売買土地の表示) :</p> <hr/> <p>2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。</p> <p>3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。</p> <p>4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。</p> <p>※ () 書きについては、契約の内容に応じ、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付け用に書き換える。</p>	<p style="text-align: right;">様式 1-29</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪市契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 代表者の氏名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">⑩ (実印)</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、() から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。</p> <p>(物件の表示) :</p> <hr/> <p>1 私は、次の () に際して、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <p>2 私は、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等(役員名簿等)により提出します。</p> <p>3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。</p> <p>4 私が大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。</p> <p>※ () 書きについては、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付けなど契約により内容が異なりますので、各契約担当で誓約書を受け取ってください。</p>

現 行	改 訂
<p style="text-align: right;">(参 考)</p> <p>○大阪市暴力団排除条例（抜粋）</p> <p>（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）</p> <p>第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 <ol style="list-style-type: none"> 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。 <p>○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）</p> <p>（暴力団密接関係者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 	<p style="text-align: right;">(参 考)</p> <p>○大阪市暴力団排除条例（抜粋）</p> <p>（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）</p> <p>第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 <ol style="list-style-type: none"> 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。 <p>○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）</p> <p>（暴力団密接関係者）</p> <p>第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

再 委 託 承 諾 書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

様

大阪港湾局長

□□□□

印

業務委託契約書第○○条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。
 なお、再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行ってください。
 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します*。

記

委 託 名 称		
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
再 委 託 内 容	再委託承諾理由	再委託予定の相手方
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名

*「また、・・・公表を行います。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

再 委 託 承 諾 書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

様

大阪港湾局長

□□□□

印

業務委託契約書第○○条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。
 なお、再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行ってください。
 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します*。

記

委 託 名 称	
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

再委託先 1
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

*「また、・・・公表します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

現 行

改 訂

様式4-14
情報処理システム開発等用

様式4-14
情報処理システム開発等用

再委託承諾書

再委託承諾書

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

大大阪港 △ 第 ○○ 号
令和 年 月 日

様

様

大阪港湾局長

大阪港湾局長

□□□□

印

□□□□

印

業務委託契約書第○○条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。
 なお、再委託の際は、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。
 再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行うとともに、再委託に係る情報セキュリティ確認書を再委託先と
 取り交わし、その写しを本市に提出してください。
 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上
 で公表します。
 ただし、再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により確認した場合は公表しません*。

業務委託契約書第○○条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。
 再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行うとともに、再委託に係る情報セキュリティ確認書を再委託先と
 取り交わし、その写しを本市に提出してください。
 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上
 で公表します。
 ただし、再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により確認した場合は公表しません*。
 なお、再委託先から別の第三者（以下「再々委託等先」という。）に委託する場合、同様に再々委託等先からも
 情報セキュリティ確認書を取り交わし、その写しを本市に提出してください。

記

記

委託名称	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
再委託内容	再委託承諾理由	再委託予定の相手方
		所在地 商号又は名称
		所在地 商号又は名称
		所在地 商号又は名称

委託名称	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

再委託先1	
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5.再委託をする理由	
再委託先2	
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5.再委託をする理由	

*「ただし、・・・しません。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください。

*「ただし、・・・しません。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください。

現 行

改 訂

様式4-15

再委託等承諾チェックリスト

委託名称：

審査内容

審査項目	審査結果
業務の全部を一括して再委託等※するものでないこと	
設計図書において指定した主たる部分を再委託等するものでないこと	
再委託等の必要性及び合理性があること	
再委託等の相手方が必要な履行能力（許認可等）を有していること	
再委託等の相手方が競争入札参加停止措置中または入札等除外措置中でないこと	
再委託等の相手方からの暴力団排除措置要綱に基づく誓約書の提出	
【情報処理システム開発等に係る業務委託の場合のみ】再委託等に係る情報セキュリティ報告書の提出	

※再委託等とは、再委託及び再委託先等から別の第三者に委託されることをいう。